

令和2（2020）年度
自己点検評価書

令和3（2021）年6月
日本文化大學

はじめに

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症対策が大きな課題となり、本学においてもその対応に追われた。このような未曾有の事態にあっても「学びの保証」を確保することを使命として大学運営にあたってきた。特に、本年度から、学長に関する規程第17条に基づいて「学長のビジョンを具体化し、大学の将来戦略を策定する」目的で学長室が設置されたところであるが、学長室は、感染症対策を機動的に実施していく機関として学長を中心として、その役割を果たした。また、本年度から法学部長が新設されたが、このような緊急事態に際して、学長の補佐機関としての役割が十分に機能した。しかしながら、コロナ禍にあって、いかに「学びの保証」を確保するのかという観点の検討に時間を要してしまい、教育の質保証についての機能性が十分発揮できるような状況ではなかったというのが実情である。この点は、本年度以降、アフターコロナを見据えて組織体制・運用についても正常化を図りたい。このような社会的に困難な状況下ではあったが、自己点検・評価を公表することは、今後の大学運営にあたっても大いに参考になると思われる。

本学では、令和4（2022）年度に「公益財団法人日本高等教育評価機構」が実施する大学機関別認証評価を受審する予定であることから、今回の自己点検・評価ならびにその結果を踏まえたに改善・向上について外部機関から評価を受けることになる。本学における教育の質を保証するためのPDCAサイクルは着実に成果を上げつつあるといえるが、本報告書の公表を機として、本学の教育・研究の質量両面における更なる発展・向上を図ってきたい。

令和3（2021）年6月1日

日本文化大学自己点検・評価検討委員会

目 次

基準 1. 本学の使命・目的等	1
基準 2. 学生の受入れ	2
基準 3. 学修の支援	3
基準 4. 学修環境の整備	5
基準 5. 財務	6

基準 1. 本学の使命・目的等

建学精神を学内外に周知させるとともに、すべての学年を対象として、入学式をはじめ進学式・ガイダンス、講義などを通じて学生（入学予定者も含む）に建学精神を説明し理解を深めさせている。

① 『大学案内』パンフレット（『大学案内 2021』9頁）

『大学案内』に「ニチブンの理念」の項目を作成して建学精神を明示している。

② ホームページ (<http://www.nihonbunka-u.ac.jp/about/spirit/index.html>)

本学ホームページの「大学概要」の項目内に、「建学精神」の見出しを付けて明示している。

③ 「入学説明会」

合格発表後、合格者と保護者等に対し、本学の建学精神をはじめ、カリキュラムや入学手続等について、本学教員が説明している（『2021年度 入学者選抜実施要項』「6. 入学者選抜結果通知」2頁参照、『2021年度 指定校推薦型選抜実施要項』「11. その他」3頁参照）。

④ 「日本文化大學指定校推薦型選抜説明会」

本年度、同説明会を5月・6月の2回を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策として、6月12日に実施した。25校が参加した「指定校推薦型選抜説明会」において、法学部長より「本学の概要」と題して、本学の建学精神や沿革、教育目的などが説明された。

⑤ 「入学準備ゼミナール」課題

早期入学試験である総合型選抜や指定校推薦型選抜、公募推薦型選抜による入学予定者に対して12月20日に「入学準備ゼミナール」を実施し、「入学準備学習」の課題として、「日本文化大學の『建学の精神と使命』の理解」を図るため、「ノートの中のページに『建学の精神と使命』を書き写し … 右のページには、語句の意味など、分からない漢字や表現について辞書を引いて調べた内容を書かせる」などして、入学前に建学精神の理解を深めさせた。

このほか、「日本文化史」（1年次必修科目）や「日本政治思想史」（2年次選択科目）の講義の一環として、建学精神についてふれる内容を実施した。

新任の専任教員、非常勤講師、事務職員に対しては、5月9日に「教育会議」を開催し、法学部長より建学精神についての説明や授業にあたっての方針などが説明された。

以上のように、本学の建学精神や使命・目的及び教育目的は建学以来堅持されており、役員をはじめ教職員の理解と支持が得られているだけでなく、参画の機会が十分に与えられている。

〔基準 1 の自己評価〕

コロナ禍にあっても、建学精神、使命・目的について説明する機会を設けるように努めた。オンラインを活用するなどして、今後とも様々な機会をとらえて、建学精神及び大学の使命・目的、教育目的、三つの方針を周知するとともに理解を深めるような活動を継続する。

基準 2. 学生の受入れ

『大学案内』は、学外の専門業者の協力も得て、STUDY 編と LIFE 編の 2 分冊を制作しているが、「入学者の受入れの方針（アドミッションポリシー）」は STUDY 編の 29 頁に掲載している。また、『大学案内』は、本学の建学精神に照らして、本学がどのような学生を求め、どのような学修成果を期待しているか等が分かるように構成しているほか、STUDY 編の「本学を卒業した先輩たち」のコーナーでは、夢をかなえた先輩たちを複数人紹介し、入学者が入学に際し将来の職業に対する明確なビジョンを持てるように配慮している。

また、ホームページ、『入学者選抜実施要項』、『指定校推薦型選抜実施要項』においても、「入学者の受入れの方針（アドミッションポリシー）」を明示して広く周知している。

本年度は、感染症対策のためオープンキャンパスを実施することが出来なかったが、公式 YouTube チャンネルに学長及び入試担当者による受験生向けの動画をアップロードし、その後、感染症対策を十分に行ったうえで、規模を縮小し予約制で実施した「入試説明会」等において、来学した高校生・保護者等に説明した。

令和 3（2021）年度から、文部科学省「平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告について（通知）」に基づき、入学者選抜方法を変更した。

総合型選抜として「警察官志望型」、「公務員志望型」の 2 つの選抜方式を、学校推薦型選抜として「公募推薦型」「スポーツ推薦型」「指定校推薦型」の 3 つの選抜方式を、その他「一般選抜」、「大学入学共通テスト利用型選抜」を実施した。これまで懸案となっていた「スポーツ推薦型」選抜を、学長の指示のもと初めて採用した。本学で、特に部の活動強化を図っている剣道・柔道・サッカー・弓道を対象として実施したが、弓道は応募者がいなかった。

令和 2（2020）年度の入学者数は 270 人で、全体の在籍学生数は 941 人（収容定員に対する割合は 118%）であり、総じて予定通りの収容率を確保している。

コロナ禍にあっても、収容人員を限定した入試説明会を実施したり、オンラインを活用した説明会を実施したりするなど、新たな施策を講じたことによる一定の効果があったものと評価できる。

〔基準 2 の自己評価〕

「入学者の受入れの方針（アドミッションポリシー）」は、『大学案内』、『入学者選抜実施要項』、『指定校推薦型選抜実施要項』のほか、本学のホームページ等に明示され、周知が図られているところであるが、引き続き、これらの媒体を通じて周知するよう工夫する。

また、入学定員の確保のため、特にホームページの改訂などをはじめ、広報媒体の見直しに努めたい。

基準 3. 学修の支援

1. 経済的支援

令和 2（2020）年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による大学生の学費負担が議論されるなか、すでに納付済みの「施設費」のうち講義を実施しなかった 2 ヶ月分相当の金額 42,000 円を新入生に対して、在学生については 3 ヶ月分に相当する 63,000 円を現金で給付した。

2. 学修支援

①教育の質の向上と多様な学生への対応について

教育環境及び教育の質の向上、並びに学生の基礎学力の向上を目的として、カリキュラムの変更を実施した。

三つのポリシーの改訂に伴い、これまでのコース制を見直し、大学における学びを通して興味・関心を持った分野をさらに学びたいといった要望に応えられるように 4 つの「履修モデル」を策定した。法律専門職モデルは、法律専門職の先生から裁判実務などを実践的に学び、法律専門職を目指す。警察官・消防官モデルは、刑事政策や危機管理などを学ぶとともに、採用試験で有利となる IT パスポートの資格も取得することができる。公務員モデルは、公務員に必要な行政法や行政学などを中心に学ぶことによって、行政書士の資格も取得することができる。ビジネス関連法モデルは、民間企業で働くうえで必要とされる簿記の知識のみならず、企業経営に不可欠な法律の知識を習得することができる。各モデルの設定により、学生は、将来の目標に向けて、履修モデルを参考にしながら学習計画を自由に立てていくことができ、学修の質を高めることにつながる。さらに、クラス制については、1 年次は、入学時の基礎学力試験の結果などを勘案しながら編成をしている。令和 2（2020）年度より、2 年次については、学生の GPA 値など勘案して習熟度別クラス編成とした。

また、一部、選択科目の単位数について、令和元（2019）年度に変更できなかった科目を中心に見直しを行うとともに、新規開講科目を設定した。

令和 3（2021）年度新入生を対象として、導入教育（「入学前教育プログラム」）を充実させることとした。具体的には、富士通株式会社提供している e ラーニングを活用し、リメディアル教育を一層充実させる。FLASH 教材の「中学高校英語」、「中学高校数学」を採用し、最長 6 月までにすべての学生が教材を終えるように指導していくとともに、講座の実施にあたり、富士通による電話やメールを通じたフォローアップ、確認テストの実施や学習状況の定期報告がなされることから、学生個々の学修結果についても分析のうえ、その結果を踏まえて、初年次教育に利活用していくこととなった。

②キャリア形成支援の充実について

令和元（2019）年度より「地方上級・国家一般職・専門職試験対策 特別選抜クラス」を開設している。1 年次は秋学期に実施して、受講費用は奨学金として大学で負担している。2 年次は、「キャリアマネジメントⅡ」の一つのクラスとして開講し、受講費用の一部を大学で負担している。

また、キャリア教育の充実については、「インターンシップ」を選択科目として位置づけ、ス

スポーツ健康科学の一部科目について、スチューデント・アシスタント (SA) 制度を実施した。「社会保険労務士」、「行政書士」、「宅地建物取引士」(2年次・3年次対象)、「ファイナンシャル・プランニング」、「IT パスポート」(2年次対象)の資格取得支援をするため、選択科目を開講し、これら試験に合格した学生を対象として、定期試験の免除制度を設けた。「TOEIC・英検受験講座」、「パソコン演習」についても、選択科目として開講した。また、就職試験の教養対策を充実させる観点から学習支援室において修学支援を行った。

③学生生活の支援体制

コロナ禍にあって、様々な修学上の問題を抱えていると思われることから、1年次に在籍するすべての学生を対象として6月に担任との面談を行った。2年次以上の学生については、欠席数が多い学生を対象として担任面談もしくは基礎ゼミ・ゼミの指導教員による面談を、適宜、実施した。

さらに、年度終了時には、留年した学生の保護者等に対して連絡文書を送付するとともに、三者面談を行い、学業継続の意思を確認している。留年した学生の履修登録については、その他の学生と別の日時に設定し、個別の履修指導を行うなど、学修達成の状況に応じた指導・支援を行った。指導内容は、朝礼や教授会等で報告され、教職員で情報の共有化を図った。

[基準3の自己評価]

コロナ禍という未曾有の事態であったが、学生に対して、複数の教員(ゼミ、クラス担任、部・サークル顧問等)による積極的な働きかけを行った。引き続き、教職員が協働して学生への積極的な働きかけを継続するとともに、より一層の情報共有を図っていく。

中途退学、休学及び留年など配慮を要する学生については、普段からの学修面や行動面において変化や問題がないかどうか注意を払い、適宜、保護者等にも連絡し面談を行うなど、早期の対応に努めている。しかしながら、授業形態がハイブリッド型になったこともあり、直接的な働きかけが困難な状況にあったことも否定できない。本人へはもちろんのこと保護者にも電話をするなどして面談を実施したが、引き続き、きめ細かな学修支援に取り組んでいく。

基準 4. 学修環境の整備

今年度は、既設の施設・設備の補修・補強を中心に実施した。

その主なものは、次の通りである。

	金額（単位：千円）
(1) 総合グラウンド高木剪定工事	4,400
(2) 総合グラウンド貯水池清掃工事	14,700
(3) 4号館、蜷川会館等新規家具設置	4,213
(4) B'GYM 入退館ゲート設置工事	3,080
(5) 落雷に伴う火災報知器、防火設備等の調査・補修工事	9,420
(6) 北西面石積み目地等の劣化部の調査・補修工事	1,035

注) 上記金額は消費税込みの金額。

「4号館、蜷川会館等新規家具設置」とあるが、新型コロナウイルス感染症の対策として、学生が利用する机にアクリル板を設置し、さらに三密を回避するため、4号館1階のロビー、6階のニチブンビューラウンジ、蜷川会館の座席数を増加させた。また、4号館1階の講師控室の家具を新調した。

「B'GYM入退館ゲート設置工事」は、学生証のバーコードにより入退館時刻などを管理するために設置した。B'GYMについて、感染症対策の観点からも利用者の管理を徹底する必要がある。

なお、感染症対策として、アルコール消毒液の常設化、事務室窓口および図書館の窓口に感染症対策としてアクリル板を設置するとともに、事務室の各机上ならびに各教室の教卓上にも設置した。

[基準 4 の自己評価]

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策としての学修環境の整備といった観点を重視したが、今後の推移を見極めながら感染症対策のための環境整備を継続するとともに、対面授業の実施を前提とした学修環境の充実を図る。

基準 5. 財務

当年度の教育活動収入合計は、11 億 5,847 万円（前年度 10 億 9,180 万円、前年度比 106%）で、一方、教育活動支出は、11 億 6,718 万円（前年度 11 億 2,239 万円、前年度比 104%）となり、収支差額では△871 万円（前年度△3,059 万円、前年度比 28%）の支出超過となった。支出超過となった主な要因は、小比企の清掃他で 1,910 万円支出する等により、教育研究経費が予算比で 7,136 万円増加したことによる。

教育活動外収入としては、受取利息 83 万円（前年度 182 万円、前年度比 46%）を計上した。特別支出は、使用していない物置等の除却により、固定資産除却損を 35 万円計上した（前年度は計上なし）。

基本金組入額は、1 億 4,536 万円（前年度 4 億 9,252 万円、前年度比 30%）である。主なる内容は、第 2 号基本金の組入 1 億円である。

これらの結果、当年度の収支差額は△1 億 5,359 万円（前年度△5 億 2,129 万円、前年度比 29%）の支出超過となった。これは、前年度からの繰越金で充当するため、特に問題はない。（金額 1 万円未満は切捨で記載）

【表 1】「本学の財務状況の推移」

（単位：千円）

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
学生生徒等納付金	1,127,814	1,059,745	975,981	848,739	835,252
教育活動収入計	1,158,471	1,091,803	1,005,047	869,852	850,375
教育活動支出計	1,167,183	1,122,393	1,246,466	913,800	882,930
教育活動収支差額	△ 8,711	△ 30,590	△ 241,418	△ 43,948	△ 32,455
経常収支差額	△ 7,878	△ 28,765	△ 239,598	△ 41,731	△ 28,371

【表 2】「学生生徒納付金と経営収支差額の対前年度比較」

（単位：千円）

	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
学生生徒納付金	1,127,814	1,059,745	975,981	848,739	835,252
（対前年度比較）	+68,069	+83,764	+127,242	+13,487	△37,189
経常収支差額	△ 7,878	△ 28,765	△ 239,598	△ 41,731	△ 28,371
（対前年度比較）	+20,887	+210,833	△197,867	△13,360	△117,909

[基準 5 の自己評価]

会計処理については、学校法人会計基準等の会計指針、法人税法等の法規及び寄附行為、経理規程等の諸規程に基づき、適正で透明性のある会計処理を引き続き実施していく。また、会計監査については、私立学校法及び私立学校振興助成法に基づき、適正に会計監査を実施しているところではあるが、引き続き、公認会計士及び監事との連携を一層図るとともに、不正の防止、コンプライアンスの遵守、内部監査の徹底などに取り組んでいく。